

4. 規制基準

4-1 騒音規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	8時～18時	6時～8時 18時～22時	22時～6時
第1種区域	50dB (A)	45dB (A)	40dB (A)
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	55
第4種区域	70	65	60

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートル以内の区域における規制基準並びに第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域の当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内への30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準欄に掲げる値から5dB（デシベル）を減じた値とする。

4-2 振動規制法、静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

区域の区分	時間の区分	
	8時～20時	20時～8時
第1種区域の1	60dB (A)	55dB (A)
第1種区域の2	65	55
第2種区域の1	70	60
第2種区域の2	70	65

ただし、病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートル以内の区域における規制基準は、当該規制基準から5dB（デシベル）を減じた値とする。